

経済社会理事会

配布：一般

2018年8月1日

2018年會期

ハイレベル・セグメント

議事日程議題5

年度テーマ「地球規模から地方へ：都市部および農村部の共同体における持続可能且つ強靱な社会の支援」に関する経済社会理事会の2018年會期のハイレベル・セグメントの政治宣言

「持続可能且つ強靱な社会に向けた変革」というテーマについて、経済社会理事会の主催の下で招集された、持続可能な開発に関する2018年ハイレベル政治フォーラムの閣僚宣言

ニューヨークの国際連合本部で会合した、我ら、閣僚および上級代表は、以下のことを行う。

1. 誰も置き去りにしないことを確保しつつ、あらゆるところの全ての人々のために、持続可能な開発のための2030アジェンダ¹を効果的に実施するという私たちの公約を再確認する。

2. 2030アジェンダが、人間中心で、普遍的且つ変革的であることそしてその持続可能な開発目標は、分割できずまた持続可能な開発の三つの側面（経済、社会そして環境）の釣り合いを取っていることを強調する。

3. 2030アジェンダにおいて認められた全ての諸原則を再確認しそして極度の貧困を含む、全ての形態および側面における貧困の根絶は、最大の世界的課題でありまた持続可能な開発のための欠くことのできない要件であることを強調する。私たちは、地球規模の貧困が、飢餓の主な原因

¹ 総会決議 70/1.

のままであることそして栄養不良の人々の数が、2015年以降、2016年には推定8億1,500万人まで増加してきていることに懸念を表明する。飢餓を終わらせることと食糧の安全保障を達成することは、持続可能な開発にとって基本である。私たちは、貧困を撲滅するための全体的なまた対象を絞った措置を講じることの重要性を強調する。

4. 2030 アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助ける第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標²に対する私たちの公約を再確認する。私たちは、開発資金フォローアップに関する第三回経済社会理事会フォーラムを歓迎しそしてその政府間で合意された結論と勧告³を考慮する。

5. 「国際連合システムの開発のための業務活動の4年毎の包括的政策再検討の文脈における国際連合開発システムを再配置すること」と表題のついた、2018年5月31日の総会決議72/279の採択を歓迎し、そして2030アジェンダを実施する諸国の取組における諸国に対する支援を改善するためその完全且つ早期の実施を求める。

6. 2030アジェンダの実施から3年経って、進展が、持続可能な開発目標とターゲットの幾つかを通して為されて来たが、この野心的なアジェンダを実現するために要求されたペースではなくまた諸国や地域を通して一様ではないことを強調する。私たちは、全てのターゲット、とりわけ2020年の時間枠があるもの、に向けた進展を急速に加速しなければならない。

7. 総会と経済社会理事会の主催の下で招集された、持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムが、地球規模のレベルでの2030アジェンダの実施のフォローアップと再検討を監督することにおいて中心的役割を有していることを強調する。私たちは、2016年⁴と2017年⁵のフォーラムにより採択された閣僚宣言を想起する。私たちは、2019年の同理事会と第74会期期間中の総会の主催の下でのフォーラムの招集を期待しそして2030アジェンダを支援する政治的勢いを維持することに対するその重要性を認識する。私たちは、2019年フォーラムを通知しそしてあらゆるレベルでの科学と政策の接点を強化する、4年毎の地球規模の持続可能な開発報告書に期待する。

² 総会決議69/313、添付文書。

³ E/FFDF/2018/3 参照。

⁴ 総会公式記録、第71会期、補遺 No.3 (A/71/3)、第V章、F節。

⁵ 同書、第72会期、補遺 No.3 (A/72/3)、第VI章、E節。

8. 持続可能な開発目標に向けた進展に関する事務総長報告書⁶に留意する。

9. 「持続可能且つ強靱な社会に向けた変革」というテーマの下で、その機能委員会と地域委員会を含む、経済社会理事会により着手されてきた準備作業を歓迎しそしてその会合とそのフォーラムにより為された貢献を認識する。私たちは、地域委員会が、ピア・ラーニング、再検討、最善の慣行の共有および議論のための有益な機会を提供していることを認識する。私たちは、国際連合環境総会の第三会期の主要な成果⁷を歓迎する。私たちは、全ての関連するテーマ別のプラットフォームのまた、適切な場合には、全てのその他の利害関係者の情報と専門知識を高く評価する。

10. 2018年のハイレベル政治フォーラムにおいて自発的な国の再検討を提出した46か国⁸を称賛しそして最善の慣行の共有とフォローアップと再検討のための国の能力を築くことのために援助を利用可能とすることの重要性を強調する。再検討は、地方や、適切な場合には、地域のレベルを含む、効果的且つ調整された政府、並びに質の高い、時宜を得た、信頼できるそして分類されたデータにより支えられた、証拠に基づいた政策決定および革新志向の開発の重要性を、強調する。私たちは、全ての諸国に対し、2030アジェンダの自らの国内実施と国際的な実施に対する支援を高めるためこれらの再検討からの学んだ教訓を利用することを奨励し、そしてまだ自発的な国の再検討を実行していない全ての諸国に対し、実行することを奨励する。

11. 誰も置き去りにしないという公約は、2030アジェンダの中核でありそして世界を強靱で持続可能な方向へ移動させるための全てのレベルでの指導原則であるべきであることを強調する。誰も置き去りにしないことは、脆弱な状況にある人々の具体的な必要性に対処することだけでなく自らの生活に影響する意思決定におけるエンパワーメントと参加を支援することも要求している。その必要性が2030アジェンダにおいて反映された者は、全ての子ども、青年、障がい者（その80パーセント以上が貧しい生活をしている）、HIV/AIDS 罹患者、高齢者、先住民族、難民や国内避難

⁶ E/2018/64.

⁷ 総会公式記録、第73会期、補遺 No.25 (A/73/25)、添付文書参照。

⁸ アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストラリア、バハマ、ベナン、ブータン、カーボ・ヴェルデ、カナダ、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、アイルランド、ジャマイカ、キリバス、ラオス人民共和国、ラトビア、レバノン、リトアニア、マリ、マルタ、メキシコ、ナミビア、ニジェール、パラグアイ、ポーランド、カタール、ルーマニア、サウジアラビア、セネガル、シンガポール、スロバキア、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スーダン、スイス、トーゴ、アラブ首長国連邦、ウルグアイおよびベトナム。

民、移民および複合災害により影響を受けた地区で生活している人々、並びに、テロリズムや紛争により影響を受けた地区にいる人々を含む。

12. 持続可能な開発は、平和と安全なしには実現されることができないことまた平和と安全は、持続可能な開発なしには危険があることを認識する。2030 アジェンダは、司法への平等なアクセスを提供するそしてあらゆるレベルでの効果的な法の支配と良い統治に基づく、また透明な、効果的なそして説明責任制度に基づく、開発への権利を含む、人権に対する尊重に基づいている、平和で、公正でそして包括的な社会を築くことの必要性を認識する。暴力、危険な状態および不平等、汚職、貧弱な統治および違法な資金と武器の流れなどの不正を生じさせる要因は、2030 アジェンダにおいて対処される。私たちは、女性が平和構築および国家構築において役割を有することを確保することによるものを含めて、紛争を解決するか予防するためのまた紛争後の国家を支援するための私たちの取組を倍加しなければならない。私たちは、女性の経済的および社会的開発並びに女性の環境に悪く影響し続けている、植民下または外国の占領下で生活している人々の自決の権利の完全な実現に対する障害を除去するため、国際法と一致して、取られるべき、更なる効果的な措置と行動を求める。

13. 人権と人間の尊厳、平和、正義、平等、および非差別に対する尊重は、誰も置き去りにしないことに対する私たちの公約の中心である。私たちの公約はまた、人の可能性の完全な実現を可能にしつつまた繁栄の共有に貢献しつつ、人種、民族性および文化の多様性、並びに平等な機会に対する尊重を含んでいる。私たちは、その子どもと青年に投資しそしてその中で全ての子どもが、あらゆる形態の暴力や搾取なしに成長する世界を約束する。私たちは、その中で、全ての女性および女児が、十分なジェンダー平等を享受しそして彼女たちのエンパワーメントに対するあらゆる法的、社会的および経済的障害が、取り除かれている世界を想像する。私たちは、若い女性と若い男性自身のためのより良い未来とその中で最も脆弱な者の必要性が満たされた公正で、平等な、寛容な、開かれた、創造的なそして社会的に包摂的な世界における彼らの共同体を可能にするため、技術革新の文化、持続可能性および包括性により支持された、彼らが、変化をもたらす主要な主体である世界を求めて努力する。

14. その中で、全ての国家が、全ての者のための働き甲斐のある人間らしい仕事に至る、持続的な、包括的なそして持続可能な経済成長を享受する世界に対する私たちの公約を強調する。生産

能力に技術革新、工業化および協力がある世界が、経済成長を加速することができる。私たちは、具体的な行動との、また強靱な社会を実現するためのインフラストラクチャーの計画立案と開発における、相乗効果を最大化することによりインフラストラクチャーの連結性を高める必要性を確認する。

15. 2030 アジェンダは、異なる国の現実、能力および開発のレベルを考慮しつつまた国の政策と優先事項を尊重しつつ、全ての諸国により受け入れられそして全てに対して適用可能であることに留意する。私たちは、紛争や紛争後の状況にある諸国がそうであるように、最も脆弱な諸国そして、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国は、特別な注意を受けるに足ることを認識する。多くの中所得諸国の中にも重大な課題がまたある。

16. ジェンダー平等、全ての女性および女児のエンパワーメント並びに全ての女性および女児の人権の完全な現実化を実現することに対する私たちの公約を再確認する。包括的な、持続可能なそして強靱な社会を実現するため、私たちは、自らの生活、福祉および強靱性をもたらす政策や計画の設計、予算案、実施および監視における意思決定への女性の指導力および十分な、効果的なそして平等な参加を求め、そして私たちは、無報酬の介護と家庭内労働の過剰や負担に反映されているような不平等なジェンダーの役割が、経済やその他の分野における女性の行動を制限していることを認識する。私たちは、土地および天然資源に対する女性の平等なアクセスとそれらに対する支配を確保する緊急性をくり返し表明する。私たちは、ジェンダーに基づく暴力、性的搾取および虐待、性的嫌がらせや有害な慣行を予防することと対応することに対する私たちの公約を再確認する。私たちの努力は、持続可能な開発の目標5とその他の目標との間の繋がりを強化する。2030 アジェンダ実施へのジェンダーの視点の組織的主流化は、非常に重要である。

17. 持続可能なまた強靱な社会を築くために必要とされる人的資本を開発することは、全ての子ども、若者および青年の権利を守りつつまた幼児期早期から彼らが無視、虐待および搾取を含む、あらゆる形態の暴力がない、安全な環境で、成長することを確保しつつ、幼児期早期から彼らが無視、虐待および搾取を含む、あらゆる形態の暴力がない、安全な環境で、成長することを確保しつつ、またあらゆる有害な慣行の撤廃を通して、彼らに投資することで始めなければならないことを認識する。これに関連して、私たちは、児童労働、強制労働および青年雇用に関するブエノスアイレス宣言に留意する。現在および未来の世代のための極めて重要な変化をもたらす主体および2030

アジェンダの指導者として、私たちは、2030 アジェンダの実施、フォローアップおよび再検討において、とりわけその中でも最も努力したまた周縁化された、子ども、青年および若い人々の意味ある参加に関与することと支援することのそして持続可能な開発の情報、知識および認識を通して彼らのエンパワーメント可能にすることの重要性を強調する。私たちは、戦略の開発と評価並びに青年の具体的必要性に対処しそして青年の教育、技能開発および適正な雇用が優先されることを確保するために設計された計画に青年の視点を含めることを約束する。

18. 質の高い、利用可能な、時宜を得たそして信頼できるデータと統計は、2030 アジェンダの実施の中心であることを強調する。私たちは、諸国に対し、収入、性、年齢、人種、民族性、移民の地位、障がい、地理的位置および国の状況に関連するそのほかの特徴で分類された、質の高いデータと統計の収集、制作、普及、分析および使用のための能力構築と最善の慣行の共有のために二国間の、そして地球規模のレベルでの、共同作業を更に強化することを促す。私たちは、統計委員会の活動に関する 2017 年 7 月 6 日の総会決議 71/313 の採択を歓迎する。

19. 気候変動は、私たちの時代の最大の課題の一つであり、その広範囲にわたる、前例のない影響は、最も貧しくまた最も脆弱な者を過剰に苦しめることを強調する。私たちは、2017 年が、観測史上最も暖かい 3 年のうちの一つであること、そして平均気温が、工業化以前の水準より摂氏 1.1 高かったことを認識している。私たちは、最善の利用可能な科学的知識に基づいて気候変動の緊急の脅威に効果的且つ漸進的な対応の必要性を認識している。私たちは、パリ協定⁹ とその早期の発効を歓迎し、全てのその当事国に対し、同協定の完全実施と批准、受諾、承認また加入の文書をまだ寄託していない気候変動に関する国際連合枠組条約¹⁰ の当事国に対し、可及的速やかに、適当と認められる場合に、そのようにすることを奨励する。私たちは、パリ協定の実施と 2030 アジェンダとの間の相乗効果を認識する。私たちは、努力の適応と緩和に関するまた強靭性を強化することに関する継続的支援と国際協力の重要性を認める。私たちは、公的や私的なものを含む、様々な源からの適切なまた予測可能な財政的資源の必要性を強調する。私たちは、開発途上国、特に気候変動の悪影響にとりわけ脆弱である国の、具体的な必要性と特別な状況を強調する。

⁹ the UNFCCC in FCCC/CP/2015/10/dd.1、決定 1/CP.21、添付文書、参照。

¹⁰ 国際連合、条約集、第 1771 巻、No.30822.

20. 仙台防災枠組 2015-2030¹¹を再確認しそして持続可能且つ強靱な社会に向けた行動は、災害のリスク・インフォームド・アプローチを必要としていることを認識する。私たちは、仙台枠組の実施および 2030 アジェンダ並びに、適切な場合には、災害リスク管理を国の、地方のまた地域の持続可能な開発戦略や計画に統合するための増加させられた努力における一貫性を奨励する統合された戦略を求める。

21. 社会的一体性、文明間対話と理解、寛容、相互尊重、ジェンダー平等、技術革新、起業家精神、包摂、アイデンティティおよび安全、そして全ての人々の尊厳を強化すること、並びに居住性と活気に満ちている都市経済を促進することに対する、都市および人間居住区における多様性を喜んで受け入れることを約束する。私たちは、私たちの地域の制度が、増加している、異なったまた多文化の社会の中での社会的多元性と平和的な共存を促進することを確保するための措置を講じることをまた約束する。

22. 私たちの 2018 年の再検討が、持続可能な開発目標 6、7、11、12、15 および 17 を強調したとは言え、同目標の統合された、分割できないそして普遍的な性質は、その矛盾を避けることまたは矛盾を最小化すると同時に、持続可能な開発のあらゆる次元を通じた相乗効果と相乗便益を利用することに対して特別な注意を払うことを欠くことのできないものになっていることをくり返し表明する。

23. 8 億 4,400 万人が基本的な水道を欠き、21 億人が、必要な時に利用可能なまた汚染のない屋内の安全な飲料水へのアクセスを欠き、45 億人が、安全に管理された衛生設備へのアクセスを欠きそして 8 億 9,200 万人が依然として屋外排泄を実践していることに懸念をもって留意する。水質汚染が、数ある中でも、水の質、公衆衛生および環境に影響しておりまた前世紀においてその湿原の 70 パーセントを失った世界において水の利用可能性を減らしている。水ストレスが、幾つかの諸国や地域において 70 パーセント以上である。不十分な資金調達、諸国が国の水、公衆衛生および衛生状態のターゲットを満たすことを妨げ続けている。マルチ・ステークホルダー・パートナーシップを創り出すこととあらゆるレベルでの質の高い住民参加と統合された水資源管理を確保することは、これらの問題に効果的に取り組むことに対して鍵である。私たちは、あらゆる部門を通して水利用の効率性と水資源の割り当てを増すことを目的とし、そして水不足の課題に対処す

¹¹ 総会決議 69/283、添付文書 II。

る必要性を強調する。私たちは、国境を越えた水で国境を越えた協力を改善することを約束する。安全な飲料水と衛生設備に対する普遍的かつ持続可能なアクセスを達成するためと屋外排泄を終わらせるため、実質的な長期の投資と能力構築が、特に急速に成長している都市地区において、要求される。衛生設備システムを管理しそして規制するために、適切な場合、地域の、地方のそして国の当局の制度的能力を強化することは、優先度が高い。とりわけ私たちは、彼らの安全と尊厳を損なうことなしに、月経の衛生管理について女性および女兒のまた障がい者の具体的な必要性を考慮しつつ、公衆衛生施設へのアクセスを確保することに特別な注意を払わなければならない。この問題の緊急性、具体的な行動および全ての利害関係者からの協力についての認識を高めるための政治的指導力は、欠くことができない。私たちは、国際連合システムに対し、国の計画および優先事項に従って、その努力において諸国を支援することを求める。私たちは、行動のための国際の 10 年「持続可能な開発のための水」2018–2028 を歓迎し、そしてその他の水関連の報告書およびパネル並びに主要な水会議の成果¹²に留意する。

24. 10 億人以上が現在、電気なしに生活していること、そしてそのことが有意義な経済成長と雇用の生成を妨げていること、に懸念をもって留意する。30 億人が、クリーン・クッキング・ソリューションへのアクセスを欠きそして女性と子どもが最も危険である、室内の大気汚染の危険なレベルに晒されており、そのことが、1 年当たり約 380 万の早すぎる死の原因となっている。私たちは、世界のエネルギー・システムの転換が、技術の進歩、再生可能エネルギーのコストの急激な減少、最小コストの分散型のソリューションの展開、政策支援、新しいビジネス・モデルおよび最善の慣行の共有により、加速されていることを奨励する。これに関連して、私たちは、国際機構としての国際太陽光同盟の設立を歓迎し、そして国際再生可能エネルギー機関の継続的活動に留意する。私たちは、クリーン・エネルギー研究と技術に対する、相互に合意された条件での、アクセスを増すため、強化された政治的意思および投資のレベルの増加並びに全ての利害関係者による行動の必要性を強調する。私たちは、再生可能エネルギー、エネルギーの効率性および進歩したまたよりクリーンな化石燃料技術を含む、クリーン・エネルギー研究と技術に対するアクセスを促進するため、国際協力を強化することをまたエネルギーのインフラストラクチャーとクリーン・エネルギー

¹² 「あらゆる水滴を有意義なものとする：水行動のためのアジェンダ」と表題のついた、水に関するハイレベルパネルの成果文書；国連一水の持続可能な開発目標 6 の水と衛生に関する統合報告書；水と平和に関する地球規模のハイレベルパネル；2018 年 3 月 18 日から 23 日までブラジルで開催された、第 8 回世界水フォーラム；および 2018 年 6 月 20 日から 22 日までドゥシャンベで国際連合とタジキスタンにより共同で招集された行動のための国際の 10 年「持続可能な開発のための水」2018–2028 に関するハイレベル国際会議。

一技術における投資を促進することを約束する。私たちは、政府および全ての利害関係者に対し、クリーン・クッキング・ソリューションを優先事項とすることまた分散型の再生可能エネルギーソリューションの可能性を利用することにより電気へのアクセス・ギャップを閉じることを求める。私たちは、人々の必要性に沿っているまたエネルギーの生産的使用など地方の経済活動を支援するソリューションを支持する。私たちは、政府およびその他の利害関係者に対し、再生可能エネルギーに向けた移行、特に輸送、建物、農業および産業などの最終需要者部門のペース、並びに冷却と地域暖房を含む、経済のあらゆる部門を通じたエネルギーの効率性のペースを加速することを求める。私たちは、開発途上国の具体的な必要性和条件を考慮しつつ、効率の悪い化石燃料補助金を合理化することに対する公約を再確認する。私たちが、経験とデータを共有することと経済の全ての部門を通して経済の効率性における技術革新と投資を促進することによるものを含めて、能力構築、研究および開発の規模を拡大することまた私たちが、とりわけ開発途上国における持続可能なエネルギー開発を支援することもまた重要である。

25. 急速な都市化の故に、多くの都市と地域の当局は、増大する人口を支援する適切な住居と強靱なインフラストラクチャーを提供することにおいて課題に直面していることをまた都市の貧困、社会的排除と空間的不平等、過密、紛争、犯罪や暴力、インフラストラクチャーの脆弱性、貧弱な基本的サービスの提供、環境悪化と汚染の課題にますます直面していることを認める。移住や強制立ち退きの流れは、これらの都市の課題を更に悪化させている。流行病の発生、災害に対するまた気候変動の影響に対する都市の脆弱性は、急速な人口増加と無計画な都市化の故に増えてきている。私たちは、貧民街で生活している人の数が、世界的に8億8,100万人まで増加してきたことに懸念をもって留意する。多くの都市において、住民は、非感染性疾患の高い割合の結果をもたらしているまた早すぎる死亡率の危険を増やしている、粒子物質に対する世界保健機関大気質ガイドライン値に達しない空気を、まだ呼吸している。固形廃棄物を最小化することと効果的に管理することは、住民の健康や環境に関する直接のまた間接的な影響を含む、都市における収集されない廃棄物からの著しいまた悪い影響を伴って、多くの地域において課題となり続けている。私たちは、都市が積極的な変化をもたらす主体、包摂のための促進の働きをするものそして公正で持続可能な経済成長の原動力になるものとして行動できることを強調する。私たちは、ニュー・アーバン・アジェンダ¹³の完全な、時宜を得たそして効果的な実施に対する公約を再確認する。私たちは、情報および資源効率の高い輸送システム並びにエネルギー消費と廃棄物管理における新しい効率性を

¹³ 総会決議 71/256、添付文書。

含む、都市をより効果的にまた全体的に管理することにおいて革新志向の開発、デジタル化および新技術、特に情報通信技術を採用する。私たちは、統合された、多部門にわたる、持続可能なそしてリスク・インフォームドな都市計画政策を開発するためまた提供するための地方当局と都市の技術的や管理上の能力を強化する必要性を更に強調する。強靱性を築くことは、持続できない開発のために減らされた経済的誘因で大丈夫でなければならない。私たちは、土地利用計画と建築基準を改善することと強化することを含む、都市地区における災害リスク削減のための規範的なまた規制的な枠組の強化を求め、そしてとりわけ最も脆弱な諸国のための強靱性を強化するため、早期警戒システムの開発を支援する。私たちは、都市が、周りの都市近郊や農村地区から孤立して開発されるべきではないことをまた都市や販売地域の開発への持続可能な、人々中心の、年齢に応じた対応およびジェンダーの対応並びに統合されたアプローチを採用すべきことを強調しつつ、長期のまた統合された都市および販売地域計画と設計の重要性を強調する。

26. 資源利用から経済成長を切り離すことは、課題となり続けていることに懸念をもって留意する。増加している数の諸国が、企業の社会的責任を含む、持続可能な消費と生産に関連する国の政策とイニシアティブを導入しているとは言え、努力は、規模が拡大されることが必要である。資源の効率化は、材料の品質に関するものを含む、技術と標準における技術革新を効果的に用いることによるものを含めて、再利用とリサイクルに対する資源の抽出と生産段階において用いられた資源の縮小から、ライフサイクル・アプローチをとりつつ、増加されなければならない。私たちは、持続可能な開発目標 12 の重要な実施メカニズムである、ワン・プラネット・ネットワークの開発を含む、持続可能な消費と生産 10 年計画枠組¹⁴の実施の中期再検討とその実施において達成された進展を認める。私たちは、10 年計画枠組に関する行動を更に加速する。私たちは、全ての利害関係者に対し、持続可能な食糧システムアプローチを採用しそして食品ロスと廃棄物を減らすための効果的な戦略と新制度を策定することを求める。天然資源を守り、質を更に高めそして回復させ、農村と都市の暮らしを維持しそして小規模農家の生産からの栄養になる食糧へのアクセスを提供する強靱な、持続可能で包括的な食糧システムは、持続可能な消費と生産を促進する努力の中心にななければならない。私たち、特に海洋における、プラスチック廃棄物に関連した課題を強調する。私たちは、消費者への信頼できる持続可能な情報を提供すること、教育と意識向上を増やすことそして何らかの製品を再考し、再利用し、リサイクルし、回収しそして再製し並びに廃棄物を生み出すことを防止しそして減らすことを容易にすることにより、持続可能なライフスタイルを奨励する。

¹⁴ A/CONF.216/5、添付文書。

私たちは、2020年とその先までにそのライフサイクルを通して、化学製品とあらゆる廃棄物の環境上適正な管理のためのターゲットを達成するために努力を強めることを求める。

27. 森林、湿原、乾燥地およびその他の自然の生態系は、持続可能な開発、貧困の軽減および人の福祉にとって欠くことができないことを強調する。私たちは、気候変動、生息地の喪失、外来種の侵入、天然資源の乱開発、砂漠化、違法伐採、土地利用の変化、違法な野生生物の密漁、汚染および都市化が、世界中の生物多様性の損失の地球規模の推進者であることを認識する。森林および陸域生態系における保護地区が、増加しそして森林破壊が遅くなったとは言え、陸地の保全のその他の面は、生態系と生物多様性を保存しそして土地の生産性を改善するための加速された取組を必要とし続けている。私たちは、生物多様性関連ターゲットの成功は、農業、家畜、森林、漁業、観光、都市化、製造業や加工業、保健、インフラストラクチャー、鉱業やエネルギー開発などの、あらゆる部門からの行動に依存しておりまたこれらの部門を通じた生物多様性を主流化することなしには、そして国の計画や地方の戦略にそれが含まれることなしには、達成されることができないことを認める。私たちは、2020年までにあらゆる型の森林の持続可能な管理の実施、森林破壊の阻止、劣化した土地の回復そして地球規模の植林と森林再生の持続的な増加を約束する。私たちは、地球規模の持続可能な開発にとっての主要な環境的、経済的および社会的課題として見られている、砂漠化、土地劣化、浸食や干ばつ、生物多様性の損失および水不足に取り組むためのあらゆる面における努力を増加する。私たちは、政府、民間部門および市民社会に対し、土地利用計画および参加型で透明な方法での管轄権の中の意思決定に対する統合されたランドスケープ・マネージング・アプローチの規模を拡大することを促す。私たちは、国際連合森林戦略計画 2017–2030¹⁵、国際連合森林インストルメント¹⁶および愛知生物多様性ターゲット¹⁷の実施、並びに森林に関する共同パートナーシップによる規模を拡大した支援を通じたものを含む、森林破壊、土地劣化、砂漠化、干ばつ、砂嵐や砂塵嵐、生物多様性の損失および水不足に対処するジェンダー対応プログラムにおける投資を促進するための努力を増やす。私たちは、違法な森林伐採と密漁を含む、野生生物の取引に特に取り組むための情報通信技術とリモート・センシングの使用を含めて、監視と報告を改善する。私たちは、全ての国際連合加盟国とオブザーバーに対し、土地の劣化を中立化した世界を達成するための枠組としての、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国（特にアフリカの国）にお

¹⁵ 総会決議 71/285 参照。

¹⁶ 総会決議 62/98 および 70/199 参照。

¹⁷ 国際連合環境計画、文書 UNEP/CBD/COP/10/27、添付文書、決定 X/2、添付文書。

いて砂漠化に対処するための国際連合条約の 2018-2030 戦略的枠組¹⁸を実施することを求める。

28. 持続可能な開発のための実施方法の強化と新しい活力を与えられたグローバル・パートナーシップは、野心的な 2030 アジェンダを実現することを必要としていることを認識する。世界経済の好転が、アジス・アベバ行動目標のあらゆる行動分野を通じた進展に支えられてきたとは言え、それは財政的および経済的変動に対して脆弱なままであり、そして利益は、諸国や地域を通して公平ではなかった。私たちは、2030 アジェンダの実現のためあらゆるレベルで可能にするのに必要な環境を創造するため具体的なまた直ぐの行動をとる。私たちは、あらゆる諸国と世界のあらゆる部分に対し有意義な利益をもたらすことができる、地球規模の持続可能な開発と相互に有益な協力の追求に対して全体的に専念する。私たちは、国の主体的取組の原則により強調された、国内資源の動員における進展に留意するが、動員における大きな格差は、多くの後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国および先進国の間に依然として残っていることを強調する。私たちは、国内の資源動員を高めるための財政管理の重要性を認識しそしてそれを、政府開発援助と技術支援を含む、あらゆる型の開発協力にとっての優先事項とすることを奨励する。国際税務協力における取組は、対処方法と範囲において普遍的であるべきでありまた、全ての諸国、とりわけ後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国およびアフリカ諸国の必要性と能力を十分に考慮すべきである。私たちは、インパクト投資を含む、持続可能な投資と財政をめぐる勢いが、成長していることに留意しそして私たちは、民間企業に対し、長期の価値を助長する持続可能な慣行を採用することを招請する。私たちは、持続可能な開発における長期の良質の投資に向けた管理の下での資産の僅かな割合の再配置は、2030 アジェンダの実施に対する著しい貢献をし得ることを強調する。私たちは、政府開発援助に対する国内総生産の 0.7 パーセントそして後発開発途上国に対する政府開発援助のために国内総生産の 0.15 から 0.20 パーセントの具体的目標という自らの公約を満たしたかまたは上回った僅かな諸国により勇気づけられ、そして全ての政府開発援助提供者に対し、自らのそれぞれの公約を果たすことを求める。私たちは、合意した開発協力有効性原則の遵守を含む、開発協力の品質、有効性および影響並びに公共財政におけるその他の国際的努力を改善するための継続した取組を歓迎する。私たちは、貧困撲滅と持続可能な開発に対する南々協力の貢献を歓迎する。私たちは、南々協力が、南北協力を代わるものではなく、それに対する補完として、開発のための国際協力の重要な要素であることを再確認する。私たちは、災害リスク削減措置が、予防に対する然るべき配慮と共に、仙台枠組に沿って、開発援助計画と適切な場合にはインフ

¹⁸ ICCD/COP(13)21/Add.1、決定 7/COP.13、添付文書。

ラストクチャーの資金調達に統合されることがまた重要であることを認識する。私たちは、世界貿易機関の下での、普遍的な、規則に基づく、開かれた、透明な、予測可能な、包括的な、無差別のそして衡平な相互貿易制度、並びに有意義な貿易の自由化を促進し続ける。私たちは、持続可能な開発目標の実現の課題に加えて、開発途上国において出現しつつある債務の課題が激しくなっていることに懸念をもって留意する。私たちは、債務者と債権者の両側のより一層の透明性を求める。能力を構築すること、政策枠組を強化することそして情報共有を高めることは、債務の苦痛の新しいエピソードを避けるのに役立ち得る。私たちは、債務による資金調達を促進すること、債務免除、債務再編成および、適切な場合には、適正な債務管理を目的とした調整された政策を通して、長期の債務の持続可能性を達成することにおいて開発途上国を支援する必要性を認識する。私たちは、地球規模の財政とマクロ経済的安定を高めるための国際的な調整と政策の一貫性を強化し続けそして金融危機の危険と影響を防止しまた減らすためにも活動する。私たちは、国際的な財政規則を改革することにおける進展を歓迎しそして意図しない結果と財政の安定を伴った信用を利用する機会の目標を均衡する必要性に警戒すると同時に、交渉の結果得られた改革を実施することを約束する。私たちは、災害に対する国際的なシステムの全体的な財政対応は、不十分でありまたより良い事前の災害リスク削減と強靱性構築メカニズムおよび事後手段の素早い支出が必要とされていることを認識する。私たちは、それによって最初の持続可能な開発目標ターゲットである、ターゲット 17.8 が実現された、トルコにおける後発開発途上国向けの技術銀行の運用化と技術促進メカニズムの運用化に向けて為された進展を歓迎し、全ての開発パートナーに対し、それらの完全且つ効果的な実施を確実にするため財政的および技術的支援を提供することを奨励する。

29. 持続可能な開発目標を実現することにおける科学、技術および技術革新の重要な役割を強調する。私たちは、既存のまた生じつつある両方の、技術の積極的な変革の可能性、並びに民間部門、学界、研究機関やその他の利害関係者と協働しつつ、適切な政策と規制的枠組および国際的な協力により対処されるべき、その課題と危険を認める。諸国間と諸国内の両方のまた女性と男性の間の、そして男児と女児の間の、本質的なデジタル・デバイドが続いている。私たちは、今後何年間における諸国間と諸国内の不平等が悪化することを避けるため率先して行動する必要性を、また新技術の導入が、誰も置き去りにしないという私たちの誓約を、私たちに見えなくさせてはならないことを強調する。

30. マルチ・ステークホルダー・パートナーシップを強化するための不断の、具体的なそして

直ぐの措置を講じるための努力。これらのパートナーシップは、全ての諸国、とりわけ開発途上国における持続可能な開発目標の実現を支援するため、知識、専門知識、技術および財政資源を動員しまた共有するため重要である。私たちは、政策の一貫性と持続可能な開発のための環境を可能にすることが、全ての利害関係者による関与を必要としていることをまたそのことが、持続可能且つ強靱な社会を築くことにとってまたあらゆるレベルでの持続可能な開発の実現のために鍵であることを強調する。これに関連して、私たちは、重要な開発パートナーとしてのまた目標を実現するための主導的な実現する要因としての民間部門の役割を認識する。民間部門は、働き甲斐のある人間らしい仕事を創り出し、開発課題のための革新的なソリューションを促進し、新しい技術の躍進と連帯した一連の技能の改善およびインフラストラクチャーとエネルギー問題への入手可能な品物とサービスを提供できる。

31. 最も遅れた者に最初に手を届かせそして誰も置き去りにしないことを確保しつつ、2030アジェンダを効果的に実施しそしてあらゆるところに持続可能且つ強靱な社会を築くために必要とされる私たちの努力を向上させそして大胆な行動を取ることを誓約する。

第49回本会議

2018年7月19日